

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

在籍学校の所属する通学区内の高等学校を志願することを原則とするが、「長野県公立高等学校入学者選抜に関する報告書」（平成 30 年 3 月 15 日提出）に示された、受検機会の公平性と選択の権利を保障する観点から、所属・隣接通学区以外の高等学校の志願を可能とし、そのため所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 現行規則による「当該通学区に隣接する他の通学区内の高等学校」を「当該通学区以外の通学区内の高等学校」に変更することにより、所属通学区以外の高等学校の志願を可能とする。
- (2) 上記の変更により所属・隣接通学区以外の高等学校志願承認は不要のため、「特別の事由のある者で、長野県教育委員会が承認したものには適用しない」を削除する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

長野県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案

長野県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和48年長野県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削る。

第3条第2項中「前条本文」を「前条」に改め、「で、同条ただし書に規定する教育長が定める学科以外の学科に就学しようとするもの」を削り、「通学区内の高等学校のほか当該通学区に隣接する他」を「通学区以外」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県立高等学校の通学区域に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(通学区) 第2条 高等学校の通学区は、別表のとおりとする。</p> <p>(志願) 第3条 前条に定める通学区内にある中学校若しくは義務教育学校の卒業見込みの者若しくは卒業者又は中等教育学校の修了見込みの者若しくは修了者（次項において「中学校等の卒業見込みの者等」という。）で、高等学校に就学しようとする者は、当該通学区内の高等学校を志願しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当分の間、前条に定める通学区内にある中等の卒業見込みの者等は、当該通学区以外の通学区内の高等学校を志願することができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(補則) 第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(通学区) 第2条 高等学校の通学区は、別表のとおりとする。ただし、教育長が定める学科の通学区は、県内全域とする。</p> <p>(志願) 第3条 前条に定める通学区内にある中学校若しくは義務教育学校の卒業見込みの者若しくは卒業者又は中等教育学校の修了見込みの者若しくは修了者（次項において「中学校等の卒業見込みの者等」という。）で、高等学校に就学しようとする者は、当該通学区内の高等学校を志願しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当分の間、前条本文に定める通学区内にある中等の卒業見込みの者等で、<u>同条ただし書に規定する教育長が定める学科以外の学科に就学しようとするものは、当該通学区内の高等学校のほか当該通学区に隣接する他の通学区内の高等学校を志願することができる。</u></p> <p>(適用の除外) 第4条 前条の規定は、特別の事由のある者で、<u>長野県教育委員会が承認した</u>ものには適用しない。</p> <p>(補則) 第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>